

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月16日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第20号

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。）」を「京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。）、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）及び阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。）」に改める。

第10条第2項中「のうち、（ア）及び（イ）にあつては、磁気定期券及びIC定期券を発売し、（ウ）及び（エ）」を削る。

第16条第4項を次のように改める。

#### 4 削除

第40条第2項中「200円」を「220円」に改める。

第41条第3項中「200円」を「220円」に改める。

第41条の2第1号中「200円」を「220円」に改める。

別表第1第1項第2号の次に次の2表を加える。

#### (3) JR西日本との連絡運輸

連絡運輸の区域			乗車券の種類
高速鉄道	接続駅	JR西日本	
各駅	京都 六地蔵 山科 二条	東海道本線 米原・大阪間の各駅 山陰本線 丹波口・園部間の各駅 湖西線 大津京・近江今津間の各駅 奈良線 東福寺・上狛間の各駅 関西本線 木津・奈良間の各駅 草津線 手原・貴生川間の各駅	通勤定期券 通学定期券

#### (4) 阪急との連絡運輸

連 絡 運 輸 の 区 域			乗車券の種類
高 速 鉄 道	接 続 駅	阪 急	
各 駅	烏 丸	阪急線各駅 (神戸高速線の各駅を除く)	通勤定期券 通学定期券

別表第2第2号中「浜大津」を「びわ湖浜大津」に、「坂本」を「坂本比叡山口」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第30条関係）

1 高速鉄道・鉄道線連絡通勤定期券

(表 面)

通勤	か月	京都市交通局	No
<b>京 都</b>		<b>— 大和西大寺</b>	
經由 竹田			
月	日から	まで	
円		様30才	京都①

2 高速鉄道・鉄道線連絡通学定期券（甲・大人）

（表 面）

通学 か月  京都市交通局 No

**京 都 学 大和西大寺**

經由 竹田

月 日から

円

まで

様20才

京都①

3 高速鉄道・鉄道線連絡通学定期券（乙・大人）

（表 面）

通学 か月  京都市交通局 No

**京 都 学 大和西大寺**

經由 竹田

月 日から

円

まで

様14才

京都①

備考 JR西日本との連絡定期券には  又は  が印字される。

4 高速鉄道・鉄道線連絡通学定期券（丙・小児）

（表 面）

通学	か月	丙	京都市交通局	No
京		都		小
大		和		大
寺				
經由	竹	田		
月	日	から	まで	
円			様10才	京都①

備考 JR西日本との連絡定期券には **小** が印字される。

5 高速鉄道・自動車線連絡通勤定期券

（表 面）

通勤	か月	京都市交通局	No
国際会館		四	条
經由			
国際会館		大	原
京都バス			
月	日	から	まで
円			様30才
京都①			

6 高速鉄道・自動車線連絡通学定期券（甲・大人）

（表 面）

通学 か月 **甲** 京都市交通局 No  
**国際会館学 四 条**  
經由  
**国際会館駅 — 大 原**  
京都バス  
月 日から  
円 まで  
様20才 京都①

7 高速鉄道・自動車線連絡通勤定期券（乙・大人）

（表 面）

通学 か月 **乙** 京都市交通局 No  
**国際会館学 四 条**  
經由  
**国際会館駅 — 大 原**  
京都バス  
月 日から  
円 まで  
様14才 京都①

8 高速鉄道・自動車線連絡通勤定期券（丙・小児）

（表 面）

通学 か月  京都市交通局 No  
国際会館学 四 条 小  
經由  
国際会館駅 — 大 原  
京都バス  
月 日から  
円 まで  
様10才  
京都①

附 則

この規程は、平成30年3月24日から施行する。ただし、別表第2第2号の規定は、平成30年3月17日から施行する。

（交通局営業推進室）